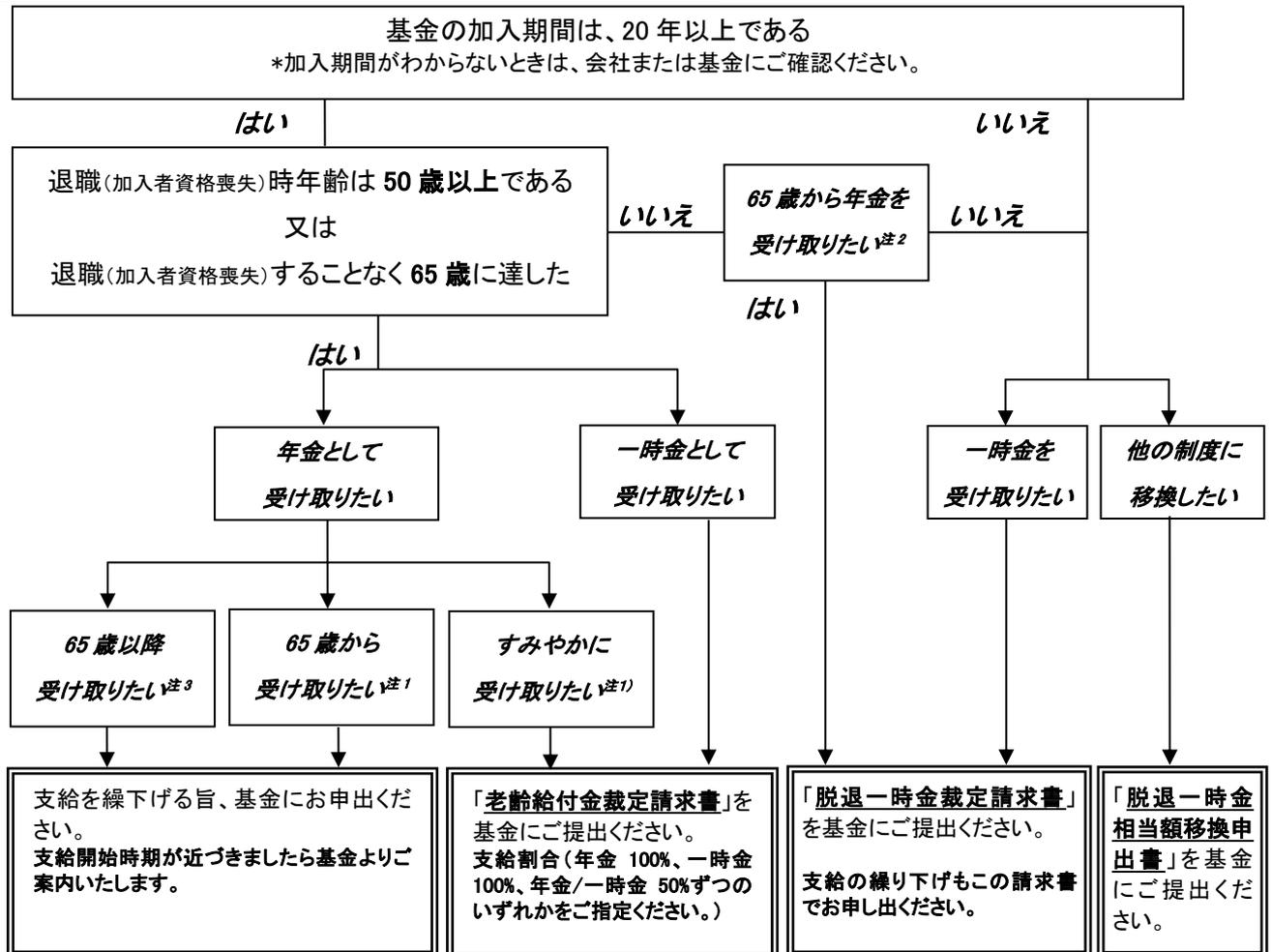


基金からの給付を受け取るには

ベネフィット・ワン企業年金基金

あなたが会社を退職するなどの理由により「ベネフィット・ワン企業年金基金」(以下「基金」といいます。)の加入者でなくなったときは、基金から給付金を受け取ることができます。以下の内容をご一読のうえ、必要な手続きをお願いします。「基金からの支給に関する手続きのご案内」には、詳細な説明を記載しておりますので、あわせてご覧ください。

以下の流れ図を参考に、あなたがとる手続きをご確認ください。



- 注 1) 加入期間 20 年以上かつ 50 歳以上 65 歳未満で退職したときは、すみやかに年金を受け取るか 65 歳から年金を受け取るかを選べます。
- 注 2) 加入期間 20 年以上かつ 50 歳未満で退職したときは、65 歳まで一時金の支給を繰り下げ、年金として受け取ることができます。
- 注 3) 65 歳になったときにまだ基金の加入者であるときは給付金を受け取らず、65 歳以降の積立も加算して退職時(最長 70 歳)で給付(年金又は一時金)を受け取ることができます。

各種請求書は、基金ホームページ(最終頁をご覧ください)からご入手ください。

基金ホームページの「給付金請求書」を選んでいただくと各種請求書が添付されています。



裁定請求書、退職所得の受給に関する申告書の書き方

脱退一時金裁定請求書の例です。老齢給付金裁定請求書、遺族給付金裁定請求書も同様の書式となっております。

【脱退一時金裁定請求書】

記入見本 (Sample Entry)

※基金の加入者期間が20年以上かつ60歳以上の退職または65歳到達時は「老齢給付金裁定請求書」をご使用ください。

脱退一時金の裁定を申請する者 (申請者) の氏名: **辺根 年男**

加入資格喪失日 (退職日) : **H28年5月1日**

加入資格取得日 : **H26年4月1日**

支払割合の選択: **一時金 100%**

※1. 退職に起因しない資格喪失(休職、70歳到達など)による場合は提出不要です。
 ※2. 会社または他の外部積立制度からの給付がある場合のみご提出ください。
 ※3. 本人の同意 氏名のフリガナは必ずご記入ください。
 ※4. 給付金の金額、支払日は後日、通知書をご本人様宛にお送りいたしますので、ご確認ください。

【退職所得の受給に関する申告書】

記入見本 (Sample Entry)

※退職に起因しない資格喪失による場合は提出不要 (必ずご記入、ご捺印ください。)

加入資格喪失日 (退職日) : **H28年5月1日**

加入資格取得日 : **H26年4月1日**

退職所得の金額: **250,000**

支払日: **H28年5月20日**

※1. 退職に起因しない資格喪失(休職、70歳到達など)による場合は提出不要です。
 ※2. 会社または他の外部積立制度からの給付がある場合のみご提出ください。
 ※3. 本人の同意 氏名のフリガナは必ずご記入ください。
 ※4. 給付金の金額、支払日は後日、通知書をご本人様宛にお送りいたしますので、ご確認ください。

*請求書に記載されている添付書類をご用意ください。特に「退職所得の受給に関する申告書」のご提出がない場合、給付金支給時に税金が源泉徴収される場合があります。(詳しくは「基金からの支給に関する手続きのご案内」に掲載しております。)

給付金のお支払いは、請求書が基金に届いてから約1ヶ月後となります。

給付金は、当基金で定める書類の受付締め日ごとに定める支払日にご指定の口座に振り込みをさせていただきますので、下記書類送付先まで必要書類をお送りください。
 書類の受付締め日と支払予定日については、当基金のホームページをご覧ください。

書類送付先及び問い合わせ先

ベネフィット・ワン企業年金基金
 〒100-0004
 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 日本ビルディング9階
 ホームページ URL: <http://www.benefitdb.jp/>